

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
(1) 指 摘 事 項 ア 手数料の管理を適正に行うべきもの 神戸市立こうべ市歯科センター条例第 5 条に基づく手数料は、協定書第 9 条により、指定管理者が徴収を行い、収納金は甲（神戸市）の指定する専用口座（預金保険法第 51 条の 2 第 1 項に規定する決済用預金）に日々（金融機関が休業日のときは翌営業日）入金しなければならないこと、及び手数料収入は、月末で集計し、翌月の 10 日までに甲（神戸市）が発行する納付書により払い込まなければならないことが定められている。 しかし、神戸市所管局は法人に対し専用口座を指定しておらず、7 月 14 日に徴収した証明書（特殊診断書）発行手数料 4,000 円は神戸市の発行する納付書により 8 月 16 日に納付するまでの期間、金庫で保管されていた。 また、神戸市所管局の発行した納付書の納入期限を見ると、協定書で規定された翌月の 10 日を超える 12 月 28 日で設定していた。 「現金取扱事務の手引き（公金編）」では、市の歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託する際の事務等について定められており、その中で徴収した現金は、金融機関に公金専用の決済用預金口座を設けて預金することが求められている。 神戸市所管局は、協定書に定められた内容を正しく理解し、協定書に規定された専用口座を指定し、法人が適正に手数料を管理できるようにすべきである。また、法人が協定書の期限までに納付できるよう、適正に納入期限を設定すべきである。	専用口座（決済用預金口座）を開設し（令和 5 年 12 月 27 日開設）、以降の手数料について専用口座での管理を行う事務処理に改めた。 また、納付期限については、指定管理者および市所管局間で、協定書の内容等を再確認し、市所管局において協定書に定める期限による納付書の発行を行うよう事業の担当ラインの管理職及び事務担当者に周知を行った。	措置済
イ 再委託の手続きを適正に行うべきもの 指定管理業務における再委託については、協定書第 13 条で、市の書面による事前の承諾を受けた場合は、手数料の徴収事務を除く業務の一部に限り第三者に再委託し又は請け負わせることができる」とされている。指定管理者である法人は、清掃、機械警備、機械設備点検において、再委託していたが、事前に神戸市の書面による承諾を得ていなかった。 これらの業務は、神戸市が指定管理業務の仕	再委託の状況を確認し、再委託を行っている業務については、令和 5 年 12 月 21 日に再委託の申請手続きを行った。また、市所管局において申請のあった再委託について、要件確認等を行い令和 6 年 1 月 9 日付で再委託の承諾を行った。	措置済

令和5年度財政援助団体等監査（監査対象：公益社団法人神戸市歯科医師会）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
様書において定めたものであり、神戸市所管局は、指定管理者が再委託していることは想定できるため、当該契約の内容を確認するとともに、適正な事務処理が行われるよう指定管理者に指示すべきである。また、指定管理者は、協定書に基づき、指定管理期間の更新時には適正に申請を行い、再委託の承諾を受けるべきである。		
ウ 変更契約を締結すべきもの 指定管理者である法人が指定管理業務の一部を第三者に再委託した下記の契約について、契約内容に変更が生じていたが、長期間、変更契約を締結していなかった。また、神戸市所管局においても、指定管理者が第三者に再委託した契約内容について把握していなかった。 (ア) レセプト点検修正業務（契約日：記載なし、単価契約） 本契約は、契約日は記載がなかったが、契約期間は平成17年4月7日から平成17年5月6日となっており、以降、双方より申し出がなければ自動的に延長する契約となっている。 支払関係書類を確認したところ、単価、消費税率が改定されており、改定後の金額により支払われていたが、変更契約が締結されておらず、契約書の消費税率も5%のままとっていた。 また、平成18年1月に、契約の相手方が分社化により法人格が変わっていたが、現在も旧法人との契約となっていた。 (イ) こうべ市歯科センター清掃業務（契約日：平成16年4月12日、総価契約） 本契約は、契約期間は平成16年4月12日から平成17年3月31日で、双方に異議がない場合は1年間契約を更新する契約となっている。 平成20年4月1日付けで、業務項目追加の変更契約はされていたものの、契約書の消費税率は5%のままとされており、法律改正に伴う消費税率の変更契約が締結されていなかった。なお、委託料は契約内容と異なり、消費税率10%で計算された金額で支払われていた。 契約内容に変更が生じた場合は、適正に変更契約を締結し、変更後の契約書に基づき委託料を支払うべきである。また、契約書は委託料の支出金額の根拠となることから、経費の支出に	指定管理者において、レセプト点検修正業務及び歯科センター清掃業務を含む契約書について、再確認をしたところ、計6契約書について変更契約の必要があった。 各契約先と変更契約の締結に向けて協議を行い、令和6年2月14日には、すべての契約先との変更契約書の締結を行ったことを確認した。 また、指定管理者に対し、再委託契約の変更があった場合には、変更契約の締結等が必要な旨の周知徹底を行った。	措置済

令和5年度財政援助団体等監査（監査対象：公益社団法人神戸市歯科医師会）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
あたっては、契約書を確認すべきである。		
エ 補助金額の確定を行うべきもの 補助金について、神戸市補助金等の交付に関する規則に規定された手続きを行っていない事例があった。 (ア) 歯科保健医療事業推進補助金、市民保健協力事業補助金、歯科医師会訪問歯科診療事業等補助金について、法人から申請を受けて補助金交付決定ののち、補助金請求書を受領し、補助金を支払っていたが、精算を要しない補助金であるとして、補助金額の確定を行っていなかった。 (イ) 歯科医師会口腔がん検診事業補助金について、申請を受けて概算払で交付し、提出された補助事業実績報告書で返還額が生じたことから、返還額の調定決議（助成金額確定の旨の記載はなし）に基づいて納付書を送付していたが、補助金額の確定を行わず、また法人に対して交付金額確定通知書を送付していなかった。 補助金規則第15条第1項に補助事業者等からの実績報告について定めており、同規則第16条第1項には、その報告を受けた場合は書類の審査や現地調査等を行ったうえで、補助金等の交付額を確定し、補助事業者等に通知することを規定している。 一方、神戸市補助金等の交付に関する規則の手引き（令和5年4月改定）において、実績報告書は、「補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及び条件に適合するものであるかどうかを審査し、補助金等交付の終了、是正措置のいずれをとるべきかを判断するために提出させるもの」であり、補助金等の額の確定とは、「最終的に交付すべき補助金等の額を決定する手続き」で、「交付決定した金額と同額を交付するのか、もしくは変更を加える必要があるかどうかを判断」としている。 また、履行確認の方法の項目には、『『履行確認』とは補助事業等が適切に履行されたかどうかの確認を指し、補助金額を確定することまでは含みません。』としている。 さらに、同規則第16条第3項には、確定した補助金等の交付額が、補助金等の交付の決定に	神戸市所管局においては、補助金の交付手続きにおいて、補助金額を確定手続（決議）、また、戻入のあった補助金については、当該確定手続（決議）とともに補助団体への交付金額確定通知書を送付が必要な点を含め、神戸市補助金等の交付に関する規則に規定された手続きについて、各補助事業の担当ラインの管理職及び事務担当者に周知を行った。	措置済

令和5年度財政援助団体等監査（監査対象：公益社団法人神戸市歯科医師会）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
おける交付予定額と同額である場合は、補助事業者等への通知を省略することができるとの規定があるが、補助金規則の手引きでは、「額確定の通知を省略する場合でも、省略できるのは『通知をすること』のみであり、補助金額を確定したことの意味決定（決議）は必要です。」との解釈を示している。 神戸市所管局は、実績報告を受けたのち速やかに補助金等の交付額の確定及び法人へ必要な通知を行うべきである。		